

◎新潟県収用委員会告示第1号

新潟県収用委員会運営規則（昭和48年11月新潟県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和2年9月11日

新潟県収用委員会 会長 砂田 徹也

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
第16条（略） <u>（行政文書の管理）</u> 第17条 この規則に定めるもののほか、新潟県公文書の管理に関する条例（令和元年新潟県条例第21号）第2条第2項に規定する行政文書の管理については、新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の例による。	第16条（略）